

#### 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

消防団員及び自主防災組織の増加並びに災害時要援護者の避難支援体制の確立を一層促進するため、平成22年度の鳥取県防災・危機管理対策交付金の算定基準額については、これらの増加及び体制確立に係る数値に応じた加算を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 平成22年度の鳥取県防災・危機管理対策交付金の算定基準額に、次に掲げる額を合算した額を加える。
  - ア 当該市町村における増加団員数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した消防団員の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加団員数の合計数で除して得た割合を500万円に乘じて得た額
  - イ 当該市町村における増加組織数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した自主防災組織の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加組織数の合計数で除して得た割合を300万円に乘じて得た額
  - ウ 当該市町村の平成23年1月1日における避難支援体制確立者数（個人ごとに避難の支援に係る計画が策定されている災害時要援護者の数をいう。）に120円を乘じて得た額
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

#### 鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

- (1) 暴力団の関与等を排除する措置を講ずるため、及び鳥取県行政組織条例等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き下げる。

##### 2 規則の概要

- (1) 請負契約で定める請負者の責に帰すべき解除の条件に暴力団と密接な関係があった場合等を加えることに伴い、請負契約の解除に関する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.3パーセント（現行 年3.6パーセント）とする。
- (3) 鳥取県行政組織条例及び鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定を引用する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。